

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例（原案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>最近改正 平成21年 3月23日条例第16号</p> <p>目次</p> <p>第6章 防火管理及び<u>防災管理並びに避難管理</u>（第53条—第60条）</p> <p>第6章 <u>防火管理及び防災管理並びに避難管理</u> <u>（防火管理教育担当者の選任等）</u></p> <p>第53条 法第8条第1項に規定する防火管理上必要な業務（法第17条の3の3の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下「防火管理業務」という。）の一部を令第1条の2第3項に掲げる防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。<u>次条において同じ。</u>）から委託を受けて行う者（以下「<u>防火管理業務受託者</u>」という。）は、防火管理業務を担当する営業所ごとに、市長が別に定める資格を有する者のうちから、防火管理業務についての教育の担当者（以下「<u>防火管理教育担当者</u>」という。）を定め、当該<u>防火管理教育担当者</u>に、防火管理業務に従事する者に対す</p>	<p>全部改正 昭和48年10月24日条例第34号</p> <p>目次</p> <p>第6章 防火管理及び<u>_____</u>避難管理（第53条—第60条）</p> <p>第6章 <u>防火管理及び避難管理</u> <u>（防火管理業務受託者による教育担当者の選任等）</u></p> <p>第53条 法第8条第1項に規定する防火管理上必要な業務（法第17条の3の3の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下「防火管理業務」という。）の一部を令第1条の2第3項に掲げる防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう<u>_____</u>。）から委託を受けて行う者（以下「<u>受託者</u>」という。）は、防火管理業務を担当する営業所ごとに、市長が別に定める資格を有する者のうちから、防火管理業務についての教育の担当者（以下「<u>教育担当者</u>」という。）を定め、当該<u>教育担当者</u>に、防火管理業務に従事する者に対する組織的<u>及び</u>計画的な防火管理に関する教</p>

る組織的かつ計画的な防火管理に関する教育を行わせなければならない。

- 2 防火管理業務受託者は、前項の規定により防火管理教育担当者を定めたときは、遅滞なくその旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(防災管理教育担当者の選任等)

第53条の2 法第36条第1項において

読み替えて準用する法第8条第1項に規定する防災管理上必要な業務（以下「防災管理業務」という。）の一部を令第46条の防火対象物の関係者から委託を受けて行う者（以下「防災管理業務受託者」という。）は、防災管理業務を担当する営業所ごとに、市長が別に定める資格を有する者のうちから、防災管理業務についての教育の担当者（以下「防災管理教育担当者」という。）を定め、当該防災管理教育担当者に、防災管理業務に従事する者に対する組織的かつ計画的な防災管理に関する教育を行わせなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、防災管理業務受託者が前項の規定により防災管理教育担当者を定めた場合について準用する。

(劇場等の屋内の客席)

育を行わせなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により教育担当者を定めたときは、遅滞なくその旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(劇場等の屋内の客席)

第53条の3 (略)

(個室型店舗の避難管理)

第55条の3 カラオケボックス、イン

ターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォ
ンクラブ、個室ビデオその他これらに類
するもの(以下「個室型店舗」という。)
の遊興の用に供する個室(これに類する
施設を含む。)に設ける外開き戸のうち、
避難通路に面するものにあつては、開放
した場合において自動的に閉鎖するもの
とし、避難上有効に管理しなければならない。
ただし、避難の際にその開放によ
り当該避難通路において避難上支障がな
いと認められるものにあつては、この限
りでない。

(準用)

第60条 第53条の3から第54条の2
まで及び第55条の2から前条までの規
定は、体育館、講堂その他の防火対象物
を一時的に劇場等、展示場、ディスコ等
又は個室型店舗の用途に供する場合につ
いて準用する。

附 則

(施行期日)

第53条の2 (略)

(準用)

第60条 第53条の2から第54条の2
まで及び第55条の2から前条までの規
定は、体育館、講堂その他の防火対象物
を一時的に劇場等、展示場又はディスコ
等の用途に供する場合について準用す
る。

1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の第55条の3の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。